

障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン(第 2 版)

令和 8 年9月

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

目次

I. はじめに.....	1
1. ガイドライン策定・改訂の背景.....	1
2. ガイドラインの趣旨.....	2
3. ガイドラインの理念・信条.....	5
II. 総論.....	6
1. 意思決定支援の定義.....	6
コラム①「意思」と「選好」に「基づく」とは？.....	7
2. 意思決定支援の基本的原則.....	7
3. 意思決定支援に影響を与える要素.....	10
コラム②意思決定支援において、困難を感じる場面への対応.....	13
III. 各論.....	14
1. 意思決定支援が必要な場面.....	14
2. 意思決定支援のプロセス.....	15
コラム③意思決定支援におけるアセスメントとは？（その1）.....	18
コラム④意思決定支援におけるアセスメントとは？（その2）.....	19
3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み.....	20
コラム⑤管理者・サービス管理責任者・支援員等の連携や役割分担の重要性.....	24
4. 意思決定支援を進める際に留意すべき事項.....	25
IV. 参考資料.....	28

障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(第2版)

本ガイドラインでの用語

- 本人…障害者本人
- サービス…障害福祉サービス等
- 成年後見人等¹…成年後見人(任意後見人を含む)、保佐人、補助人

I. はじめに

1. ガイドライン策定・改訂の背景

現行の「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)附則第3条の検討規定により、「障害者の意思決定支援の在り方」が見直し事項の一つに挙げられたことを踏まえ、社会保障審議会障害者部会での検討等を経て、平成29年3月に作成・発出された。

これまで、平成29年のガイドラインに沿った支援が支援現場において推進されてきたが、今般、その後に生じた主に以下の経緯を踏まえてガイドラインの改訂を行うものである。

- 他分野(高齢者(認知症)、医療、後見事務等)の意思決定支援ガイドラインが発出されたこと。
- 障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)の実施状況に関する評価として、国際連合障害者の権利に関する委員会(以下「障害者権利委員会」という。)による総括所見(令和4年10月)において、「(c)2017年の障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」における「the best interest of a person

¹「民法等の一部を改正する法律案」が令和8年6月17日に成立し、後見及び保佐の制度が廃止され、事理弁識能力が不十分である者すべてを補助の制度の対象とすることとなった。本法については、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

(本人の最善の利益)という言葉の使用。」に懸念が示されたことを契機に、障害者権利条約第 12 条、第19条及び一般的意見第 1 号の趣旨を踏まえ、意思決定支援の構造そのものを再整理する必要が生じたこと。

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画の中間検証報告書(令和 7 年 3 月)において、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和 4 年 10 月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。」とされたこと。

2. ガイドラインの趣旨

「意思決定支援」は、Supported Decision-Making の和訳であるが、直訳は「支援を受けた意思決定」であり、支援を受けた意思決定をするのは「本人」である。したがって、「意思決定支援」が意味するところの主体は「支援者」ではなく、「本人」であり、意思決定支援は、支援者が主体となって本人の意思を決定することではなく、本人が自らの意思、選好及び価値観に基づいて意思決定することとその過程を支える取組であることに留意する必要がある。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第 1 条(目的)において、本人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスを給付することが示されている。基本的人権の中心は自由権であり、「個人の自由な意思決定と活動とを保障する、人権体系の中心をなしている重要な権利」とされている²。人は他者の権利を侵害しない限り自由に生きてよいという、自己決定権の重要な基盤である。他方で、障害者が社会の環境や周囲との関係性から影響を受けながら生活していることを踏まえると、「他者の権利を侵害しない」という条件は、個人の努力や配慮の問題としてのみ捉えられるべきではなく、障害者が他者とともに当たり前に生活できるよう、社会が環境調整や支援を行うことを前提として理解される必要もある。このような点からすると、障害者が、自らの意思や

² 「社会保障と憲法」に関する基礎的資料 基本的人権の保障に関する調査小委員会の参考資料(平成 15 年 7 月衆議院憲法調査会事務局)

選好、価値観に基づいて意思決定を行えるよう、支援者が環境調整等を通じて、その過程を支える取組を「意思決定支援」と捉えることができる。障害者総合支援法では、指定相談支援事業者及び指定障害福祉サービス事業者等(以下「事業者」という。)に対し、障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する³など、「意思決定支援」を事業者の責務として位置づけている。

また、障害者基本法においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている⁴。

障害者総合支援法の目的やノーマライゼーション理念の浸透、障害者の権利擁護が求められるなかで、障害者の自己決定の尊重に基づいて支援することの重要性は誰もが認識するところである。しかし、障害者が置かれる社会的要因や支援の在り方は一様ではなく、本人の障害の状態等に応じた情報提供の方法や意思疎通の状況、周囲との関係性等によって、自己決定が行いにくくなる局面が生ずることがある。こうした局面において、支援の枠組みや方法等については必ずしも標準的なプロセスが示されていない。本ガイドラインは、障害者の意思決定支援についての考え方を整理し、相談支援や、施設入所支援等のサービスの現場において本人の意思、選好及び価値観に根ざした意思決定支援がより具体的に行われるための基本的考え方や姿勢、方法、配慮されるべき事項等を示した。また、事業者がサービスを提供する際に必要とされるサービス等利用計画や個別支援計画を作成する際の意思決定支援の枠組みを示すことにより、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的とするものである。

なお、障害児への意思決定支援については、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)との関係に留意する必要がある。子どもの権利条約は、すべての児童が権利の主体であることを確認し、その生命、生存及び発達に対する権利⁵並びに自己に影響を及ぼすすべての事柄について意見を表明し、その意見が年齢及び成熟度に応じて十分に考

³ 障害者総合支援法 第42条、第51条の22

⁴ 障害者基本法 第23条

⁵ 子どもの権利条約 第6条

慮されること⁶を求めている。障害児に対するサービスの提供⁷に当たっては、こうした理念を踏まえ、児童の発達する能力及び意見を述べる機会が十分に尊重・確保された上での最善の利益が第一に考慮されるべきこと⁸を前提として、児童が自らの生活や支援の内容について分かりやすい形で説明を受け、意見を述べ、その意見が適切に考慮されるよう工夫することが、意思決定支援の重要な要素となる。

本ガイドラインは、主として事業者がサービスを提供する際に行う障害者の意思決定支援の枠組みを示すものであるが、意思決定支援に関与する者はこれに限られるものではない。本人、事業者、家族や成年後見人等の他に、必要に応じて教育関係者や医療関係者、福祉事務所、市区町村の虐待対応窓口や保健所等の行政関係機関、障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関、ピアサポーター等の障害当事者による支援者、本人の知人等の関係者、意思決定サポーター⁹及び関係機関等(以下「関係者等」という。)、障害者に関わる多くの人々にも意思決定支援への参加を促すものである。

障害者の意思決定支援については、それぞれの障害の状態等において個別性が高く、その支援方法も多様なものである。事業者は、ガイドラインの内容を踏まえ、各事業者の実情や個々の障害者の態様に応じて不断に意思決定支援に関する創意工夫を図り、質の向上に努めなければならない。

また、事業者の意思決定支援に関する取組の蓄積を踏まえ、今後も必要に応じてガイドラインの内容を見直していくことが必要である。

⁶ 子どもの権利条約 第12条

⁷ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き(令和6年8月)

⁸ 子どもの権利条約 第3条第1項。なお、2022年3月18日の子どもの権利委員会と障害者権利委員会の共同声明。

⁹ 判断能力に課題がある人の価値観や選好に基づく意思の形成・表明を支援するため、地域住民や当事者、市民後見人養成者等が担い手となる地域の意思決定支援人材。中核機関による体制整備が進められている。

3. ガイドラインの理念・信条

「意思決定の主体」はあくまでも本人であり、本人の意思を尊重することが最も重要であるという視点に立ち、本人と対面して聞き取ったり、言葉で表現することができないことを解釈したりして、ガイドラインの信条をまとめた。

わたしの意思を尊重するために、支援者に大切にしてほしいこと

誰でも意思があります。わたしにも意思があります。わたしの意思を大事にしてください。
わたしのことについて話し合う場には必ずわたしが参加できるようにしてください。

わたしの話を前向きに受け止め、いろんなことに挑戦させてください。
知らないことは体験させてください。
わたしは自分ができることは体験してみたいです。

わたしが意思を伝えやすい方法をさがしてください。
わたしは、意思を伝えられるように練習することもあります。
「いいえ」、「いやです」、「ちがいます」といいやすくしてください。
自分で決めることができるよう、選択肢をだして丁寧に説明してください。
わたしのペースに合わせて、わかりやすく伝えてください。
わたしの生活からわたしが好きなことを知ってください。
わたしの興味が広がるように働きかけてください。

わたしの話をさえぎらずに最後まで聞いてください。
はじめから否定したり、無理と決めつけたりしないでください。
わたしがやりたいことを知り、できるように考えてください。
わたしにはわたし自身の意思があります。

わたしのことを、時間をかけて知ってください。そうすれば、わたしの意思がわかるようになるはずです。

Ⅱ. 総論

1. 意思決定支援の定義

本ガイドラインでは、障害者への支援の原則は自己決定の尊重であることを前提として、意思決定支援を次のように定義する。

意思決定支援とは、障害者が、日常生活や社会生活において、自らの意思、選好及び価値観に基づき、迷い、修正を繰り返す過程を含め、その意思(思い)が反映された生活を送ることができるよう、本人の意思決定を可能な限り支えることである。

意思決定支援に当たっては、本人が決定を強いられず、かつ、決定しない、保留する、変更する、誰かと一緒に考えるなど、その自律性が確保され、意思決定することに関する選択肢や可能性が閉じられていないことが重要である。

また、「可能な限り支えること」には、情報提供の工夫や意思疎通の方法の検討、環境面での配慮等を含め、行うことが可能なあらゆる支援を尽くすことが含まれる。それでもなお、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の表情や感情、動作や行動等から読み取れる意思と選好の表出のあり方や、本人のこれまでの生活から得られる価値観その他様々な情報を踏まえ、その場面における確認の困難さに応じて、本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うことも意思決定支援に含まれる。

コラム①「意思」と「選好」に「基づく」とは？

意思決定支援の定義に出てくる「意思」と「選好」とは、障害者権利条約の英文（will and preferences of the person）の外務省訳をベースとした言葉です。

「意思(will)」とは、意思表示に限られるものではなく、本人がこれまでの生活や経験の中で示してきた意向、価値観及び生き方の方向性を含む概念です。

「選好(preferences)」とは、一時的な好き嫌いにとどまらず、日常生活の中で繰り返し示される行動や反応、選び方の傾向など、本人らしさとして表れる意思の表出を意味します。

「意思」と「選好」は、本人の意思決定を理解し、支援するために、常に併せて確認されるべきものです。

なお、障害者権利条約やその解釈文書において用いられる“best interpretation of will and preferences”（意思と選好の最善の解釈）という表現は、本人の意思や選好そのものを確定・特定することを意味するものではありません。むしろ、本人のこれまでの生活や経験の中で示されてきた意思や選好を踏まえると「本人であればどのような判断や選択を行うと考えられるか」という観点から、どのような支援や対応が最も適切かを検討するという意味合いと考えられます。本ガイドラインでは、この趣旨を踏まえ、外務省訳の「意思と選好【の】最善の解釈」ではなく、「意思と選好【に基づく】最善の解釈」という表現を用いています。

2. 意思決定支援の基本的原則

意思決定支援の基本的原則を次のように整理する。

- (1) 本人への支援は、自己決定の尊重を基礎としつつ、本人の意思、選好及び価値観が可能な限り反映されるよう行うことが原則である。本人が多様な体験や経験に触れることは、自己決定や自己選択の基盤となる。他方で、こうした体験機会の提供は、本人の選択肢を広げるためのものであり、支援者が望む方向へ本人を導くためのものであってはならない。また、自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが

重要である¹⁰。幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

- (2) 職員等の個人的な価値観や「一般的な常識からみた正しさ」と照らした場合、不合理と思われる決定であっても、他者への権利を侵害しない限り、その選択を尊重するよう努める姿勢が求められる。また、その選択の結果としてうまくいかないことや失敗が生じる場合があったとしても、単に不合理な決定だった、間違いだったと評価するのではなく、その人なりの試行錯誤や学びの過程として受け止める視点が重要である。他方で、障害者は、社会の環境や周囲との関係性の中にある社会的障壁の影響を受けながら生活し、意思決定を行っていることにも留意が必要である。「他者の権利を侵害しないこと」は、しばしば「他者に迷惑をかけないこと」と拡大解釈される場合がある。そのことが、結果として障害のある人の生活や社会参加を過度に制約してしまうことがないよう、意思決定支援を本人の自己決定の問題にとどめず、環境や関係性への働きかけの視点を持つことが重要である。

さらに、本人が意思決定した結果、本人に不利益が及ぶことが考えられる場合、意思決定した結果については最大限尊重しつつも、それに対して生ずるリスクについて、どのようなことが予測できるか考え、対応について検討しておくことが必要である。その際、失敗や不利益をゼロにすることのみを目的として本人の選択を制限するのではなく、本人が一定のリスクを理解した上で選択し、その経験から学びや気づきを得ていくことも、尊重されるべきプロセスである。なお、その不利益やリスクが、本人の意思決定の結果だけでなく、周囲の環境や支援体制、社会的な条件との関係によって生じている可能性があることにも目を向けることが必要である。

例えば、疾病による食事制限があるのに制限されている物が食べたい、生活費がなくなるとも構わず大きな買い物がしたい、一人で外出することは困難と思われるが、一人で外

¹⁰ 聴覚障害者や視覚障害者など、障害特性によって情報の受け取り方が異なることを踏まえ、必要に応じて合理的配慮やアクセシビリティの確保(コミュニケーション手段や資料の工夫等)を行い、本人が必要な情報を得られるようにすることが重要である。

出がしたい等の場合が考えられる。それらに対しては、食事制限されている食べ物は、どれぐらいなら食べても疾病に影響がないのか、あるいは疾病に影響がない同種の食べ物が用意できないか、お金を積み立ててから大きな買い物をすることができないか、外出の練習をしてから出かけ、さらに危険が予測される場合は後ろから離れて見守ることで対応することができないか等、様々な工夫が考えられる。こうした工夫は、本人が望む行動を一律に禁止するのではなく、失敗する可能性も含めて「やってみる」ことを支え、その過程で生じるリスクをできる限り軽減しつつ、本人の経験の蓄積と自信の獲得につなげていく視点に立って行われる必要がある。

こうしたリスクを含めて受け止める支援を実現するためには、担当職員だけでなく、チームや事業所全体として取り組む体制を構築することが重要である。

- (3) 情報提供の工夫や意思疎通の方法の検討、環境面での配慮等を含め、実務上可能なあらゆる支援を尽くしても、当該場面において、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史や人間関係等、様々な情報を踏まえ、根拠を明確にしながら、本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行う。

本人のこれまでの生活史を家族関係も含めて理解することは、当該場面において本人の意思と選好を解釈し、支援するための重要な手がかりとなる。ただし、単に多数意見であることや支援者側の便宜によって判断が左右されないよう留意する必要がある。

3. 意思決定支援に影響を与える要素

障害者の意思決定支援に影響を与える要素としては、次の四つが考えられる。

(1) 本人の「意思決定能力¹¹」の捉え方

どのような障害があっても、本人には意思があり、自分で決めたり、選んだり、好きか嫌いかを表現したりすることができる「意思決定能力」があることを前提にして、意思決定支援を行う。

意思決定においては、本人の意思決定能力の状態が影響を与える場合があるが、それは本人の障害の状態だけに要因があるものとして一律に理解してはならない。その場面における情報提供の方法、意思疎通の支援内容、環境の整え方、支援者の習熟度など、意思決定支援の取組状況との関係の中で捉えられる必要がある。

例えば、何を食べるか、何を着るかといった日常生活における意思決定については本人が自ら行うことができる一方で、住まいの場の選択や将来に関わる選択については、より丁寧な情報提供や段階的な経験の機会を通じた支援が必要となる場合がある。

意思決定支援を進める上では、本人の能力を評価するのではなく、その場面において、どのような支援を行えば本人自身が意思決定しやすくなるかを検討するために、意思決定能力の状態を把握することが重要である。

(2) 人的・物理的環境

意思決定支援は、本人に関わる職員や関係者による人的な影響や環境による影響、本人の経験の影響等を受ける。これらは本人の意思決定を制約する要因にも、支える要因にもなる。

¹¹ 意思決定能力は法律で定められた概念ではなく、意思能力や行為能力とは異なるものである。本ガイドラインでは、意思決定能力は、あるかないかという二者択一的なものではなく、支援の有無や程度によって変動するものであるという考え方を採用している。

例えば、意思決定支援に関わる職員が、本人の意思を尊重しようとする態度で接しているかどうかや、本人との信頼関係ができているかどうかの影響を与える。また、意思決定の場面に立ち会う家族や関係者との関係性も影響を与える可能性がある。

環境に関しては、初めての慣れない場所で意思決定支援が行われた場合、本人が過度に緊張してしまい、普段通りの意思表示ができないことも考えられる。また、サービスの利用を選択する場合、体験利用を活用し経験に基づいて選択ができる方法の活用など経験の有無によっても影響されることが考えられる。

(3) 事業者以外の視点からの検討

意思決定支援を進める上で必要となる本人に関する多くの情報は、本人にサービス提供している事業者が蓄積している。しかし、事業者は必ずしも利用者の生活史や生活の全体を把握できているわけではない。また、サービスを提供する上で、制度の枠組みや組織体制上の制約もあるため、それらが意思決定支援に影響を与える可能性も考えられる。そのため、事業者以外の関係者も交えて意思決定支援を進めることが望ましい。

その際、本人の意思と選好が周囲の判断や意見によって置き換えられてしまうことのないよう、本人自身の声を丁寧に引き出し、表出された意思と選好が本人及び関係者間で適切に共有されることが重要である。

そのためには、本人の家族や知人、成年後見人等の他、ピアサポーターや基幹相談支援センターの相談員、意思決定サポーター等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として同席することも検討すべきである。これらの者は、本人自身の意思形成及び意思表明を支えることはもちろん、本人の意思、選好及び価値観に関わる気づきや新たな視点を提供できる可能性がある。そのことにより、本人の意思が中心に据えられた形で、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる。

(4) 成年後見人等の権限との関係

成年後見制度に基づく法的な権限を有する成年後見人等には、法令により財産管理に関する権限とともに、身上に配慮する義務が課されている。一方、事業者が行う意思決定支援

においても、自宅からグループホームや入所施設等への住まいの場の選択や、入所施設からの地域移行等、これらの者が担う身上配慮義務と重なり合う場面が含まれている。

そのため、成年後見人等の権限行使においても、本人の意思、選好及び価値観を尊重するという意思決定支援の考え方に基づいて行われることが重要である。

意思決定支援の結果と成年後見人等による身上配慮に基づく判断とが齟齬をきたさないよう、意思決定支援のプロセスにこれらの者の参画を促し、検討を進めることが望ましい。

コラム②意思決定支援において、困難を感じる場面への対応

1. 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等

意思決定支援の結果として、本人が意思を示した場合、その意思をそのまま実現させてしまうと、本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合があります。また、本人の意思を実現すると、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合があります。

そのような場合は、本人の生命や身体の保護、他者の権利擁護のための対応に関する検討が求められます。これらの対応は、意思決定支援とは異なる視点、すなわち、本人の生命・身体の保護や他者の権利擁護という観点から、例外的に求められる措置であることに留意が必要です。ただし、その場合であっても、可能な限り本人の意思と選好を踏まえ、支援や環境調整によって対応できる余地がないかを検討することが重要です。

意思決定支援は、障害のない人との平等を基礎として、障害のある人の自由を実現するためのものです。本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じるような場合や、他者に権利侵害を生じさせてしまうような場合への対応は、障害の有無に関わらず、本人の保護や他者の権利擁護のために行われる行為と同様の考え方に基づいて行われることが求められます。

2. 意思決定や意思確認が困難とみられる場合

意思決定支援を尽くしたにもかかわらず、当該場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、どうしたらいいでしょう。例えば、遷延性意識障害の状態にある人は、たとえ、内心で様々なことを思っていたとしても働きかけに対して応答や反応を表出することができないため、支援者としては意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実を見いだすことができないと感じるかもしれません。

その場合においても、本人がこれまでの人生において積み重ねてきた生活や経験、行為の蓄積の中に、本人の意思と選好に関わる情報が含まれているはずで、意思と選好に基づく最善の解釈をするための根拠となる事実が少ない場合、解釈の余地が増えることはあるかもしれませんが、あくまでも本人の意思と選好に基づく最善の解釈を続けることが求められます。

ただし、意思と選好に基づく最善の解釈をもって、支援者が、法定代理人など法的権限を与えられた第三者でなければ行うことができない法律行為を行えるようになったり、医療同意など本人の一身専属の権利に関わる行為を代替できるようになるものではないことは、いうまでもありません。

意思決定支援において困難を感じる場面への対応について、上記1および2のとおり述べましたが、意思決定の主体はあくまで本人です。そのことを忘れず、日々の支援に取り組みましょう。

Ⅲ. 各論

1. 意思決定支援が必要な場面

意思決定支援は、次のような場面で必要とされることが考えられる。

(1) 日常生活における場面

意思決定支援が必要な場面は、住まいや医療など人生に大きな影響を与える場面に限られない。日々の生活の中での小さな選択の積み重ねが、将来のより大きな意思決定の基盤となることにも留意する必要がある。

日常生活における意思決定支援の場面としては、例えば、食事、衣服の選択、外出、排せつ、整容、入浴等基本的な日常生活に関する場面の他、複数用意された余暇活動プログラムへの参加を選ぶ等の場面が考えられる。この際、本人に日頃から「自由に選んでよい」、「ノーと言ってもよい」、「どれも選びたくないと言ってもよい」、「複数の選択肢を同時に行いたいと言ってもよい」などのメッセージを伝え、多様な意思や希望を安心して表明できるように支援を行うことが重要である。日頃から本人の生活に関わる事業所の職員が場面に応じて即応的に行う直接支援の全てに意思決定支援の要素が含まれている。

日常生活における場面で意思決定支援を継続的に行うことにより、意思が尊重された生活体験を積み重ねることになり、本人が自らの意思を他者に伝えようとする意欲を育てることにつながる。

日常生活におけるすべての場面の中で、意思決定支援を意識した支援を継続して行うことが重要である。

(2) 社会生活における場面

障害者総合支援法の基本理念には、全ての障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない旨が定められている。そのことから、自宅からグループホームや入所施設等に住まいの場を移す場面や、入所施設から地域移行してグループホームに住まいを替えたり、グループホームの生活から一人暮らしを選ぶ場面等が、意思決定支援の重要な場面として考えられる。

様々な住まいでの体験の機会の活用を含め、本人の意思と選好の確認を最大限の努力で行うことを前提に、事業者や家族、成年後見人等の他、必要に応じて関係者等が集まり、判断の根拠を明確にしながら、本人の希望する生活への移行を原則として、意思決定支援を進める必要がある。

なお、このような社会生活における場面の意思決定支援を行うためには、(1)で記載した日常生活における場面の意思決定支援の積み重ねによる本人との信頼関係の構築が土台にあることを忘れてはならない。

2. 意思決定支援のプロセス

意思決定支援のプロセスは、本人が何を大切にしているかを知り、本人の選好及び価値観に根差した意思の形成を支援し、本人がそれを障壁なく表明することを支援し、さらに表明された内容の実現に向けて伴走することによって構成される。その際、どのような支援や環境のもとであれば本人自身が意思決定できるかとの観点から、場面ごとに意思決定能力を把握することが重要である。

なお、意思決定支援のプロセスでは、本人の状況や支援の必要性に応じて、柔軟に対応することが重要であり、意思形成支援、意思表示支援及び意思実現支援を順番通り対応しなくても良い。

(1) 本人の選好及び価値観に根差した意思を形成することの支援(意思形成支援)

- 障害の有無にかかわらず、人は、体験や経験をしたことのないことを選択することは難しい。本人が様々な体験や経験に触れることにより、本人の選好及び価値観が現れることもある。これらを踏まえながら、本人にとって意味のある選択肢を共に探し、広げていくことが重要である。そのため、以下の点に留意しながら意思形成支援を行う。本人が自己決定、自己選択するためには、豊かな体験や経験が必要である。
- 本人が意思を形成するために必要な情報は、本人の理解しやすい方法で、その都度、丁寧に説明することが必要である。また、説明だけでなく、実際の場面で体験してみることにより、本人が自らの意思と選好を形成していくことにつながるため、説明と体験を繰り返しながら本人の意思形成を支援する。その際、本人の理解のペースに合わせて、必要な情報を繰り返し確認できるようにすることが望ましい。

- 本人が何を望むかを、開かれた質問で聞くことが重要である。まだ経験していないことについては、「一度やってみてから考えよう」などと声をかけ、負担にならない範囲で体験につなげることも有効である。
- 選択肢を示す場合には、可能な限り複数の選択肢を示し、比較のポイントや重要なポイントが何かを分かりやすく示したり、話して説明するだけでなく、文字にして確認できるようにしたり、絵カードや写真、動画等を活用することが有効な場合がある。可能であれば、それぞれの選択肢を短期間でも体験してもらい、その感想を一緒に振り返ることで、本人が判断材料を整理しやすくなる。
- 本人が理解しているという反応をしていますが、実際は十分に理解できていない場合もあるため、本人の様子を見ながらよく確認することが必要である。体験後の様子や、生活場面での選択・行動の変化も含めて確認する。形式的なうなずき等のみで判断せず、本人に合った方法で内容を言い換えてもらう、具体的な希望や行動として表れているかを確かめるなどして、理解の程度を丁寧に確認する。

(2)本人が意思を障壁なく表明することの支援(意思表明支援)

形成された意思を本人が障壁なく表明・表出することを支援する。心の中で決めていても、それを表明・表出するには、本人が直面する社会的障壁を踏まえた適切な環境調整が必要となるため、以下の点に留意しながら支援を行う。また、本人の意思、選好及び価値観は時間の経過や経験、関係性、生活状況の変化等に応じて変わり得るものであるため、意思決定支援のプロセス一回限りで完結するものではなく、継続していくことが重要である。

- 本人の意思を表明しにくくする要因(社会的障壁等)はないか。その際には、総論の「意思決定支援に影響を与える要素」に記載したように、人的・物的環境の影響等に十分な配慮が必要である。
- 本人と時間をかけてコミュニケーションを取ることが重要であり、決断を迫って、本人を焦らせるようなことは避けなければならない。
- 本人が示した意思は、時間の経過や経験、関係性、生活状況、選好及び価値観の変化等に応じて変わり得るので、本人の状況を確認し、本人の意思として表明された内容について、必要に応じて再度確認することが必要である。その際、支援者は一度示された意思を固定的なものとせず、変化し得るものとして捉えることが重要である。

- 重要な意思決定の場合には、表明された意思について、時間をおき、再度確認することや、複数の支援者で確認するなどの工夫が適切である。
- 本人により示された意思が、本人のこれまでの生活で表明された意思、選好及び価値観等から見て矛盾がある場合や、表明した意思に迷いがあると考えられる場合は、本人の意思を形成するプロセスを振り返り、改めて適切なプロセスにより、本人の意思を確認することが重要である。その際にも、本人の意思、選好及び価値観が変化する可能性を前提としつつ、継続的な意思決定支援を行うことが求められる。

(3) 本人の意思の実現に向けて伴走するための支援(意思実現支援)

本人の意思、選好及び価値観を尊重し、その日常生活・社会生活に反映することを支援する。本人とともに意思の実現を目指して取り組むことが、本人や支援者の経験の豊かさにもつながるため、以下の点に留意しながら支援を行う。

- 表明された本人の意思を、本人のもつ力を最大限活かした上で、日常生活・社会生活に反映することを支援する。
- 表明された本人の意思を、意思決定支援チームが、本人に関わる多様な関係者と必要に応じて協働し、利用可能な社会資源等を活用しながら、日常生活・社会生活のあり方に反映することを支援する。
- 表明された本人の意思が実際に実現したかどうかは重要だが、本人にとって「自らが表明した意思の実現に向けて支援が行われたこと」自体が大きな意味を持つ。仮に表明した意思が実現しなかったとしても、それは豊かな経験の蓄積につながる。
- 本人が実際の経験(例えば、グループホームの体験利用)をすると、本人の意思が変化することもあることから、本人にとって無理のないよう留意しつつ、実際の体験を提案することも有効な場合がある。他方で、体験の提供が支援者の望む方向への誘導とならないよう留意し、本人の選択肢が不当に狭められることのないよう配慮する必要がある。

コラム③意思決定支援におけるアセスメントとは？（その 1）

意思決定支援におけるアセスメントとは、本人の判断能力や理解力を測定するためのものではありません。本人の意思がどのような形で表れ、どのような条件のもとで形成され、表明されやすくなるのかを丁寧に理解するために行うものです。

意思決定支援の場面では、「意思がない」「判断できない」といった捉え方が先行してしまうことがあります。しかし、その多くは意思が存在しないのではなく、意思の表れ方が支援者にとって読み取りにくいだけであると考えられます。言語による明確な表出が難しい場合であっても、表情の変化、身体の緊張や緩和、視線の動き、特定の環境や人への接近や回避といった行動は、本人の意思と選好を示す重要な手がかりとなります。アセスメントにおいては、こうした反応を意味のあるものとして仮説的に捉え、検証していく姿勢が求められます。

意思決定支援におけるアセスメントでは、現在の生活場面における本人の反応や選択の様子を丁寧に捉えるとともに、これまでの生活史とのつながりを意識して整理することが重要です。生活史を把握する場合、過去の困難やうまくいかなかった経験、問題点に焦点が当たりやすい側面があります。しかし、意思決定支援においては、本人がこれまでどのような活動や経験を重ね、その中でどのような反応や感情、選択を示してきたかに重点を置いて理解する必要があります。

これまでの生活の中で繰り返し経験されてきた心地よい活動や安心感を伴う関わりは、必ずしも言語的な記憶として整理されていなくても、感情として本人の中に蓄積されている場合があります。そのため、大人になり「何をやりたいのか」「どのように過ごしたいのか」を言葉で表現することが難しい場合であっても、過去に心地よさを感じた活動や経験を生活の中で再び実践することで、「心地よい」という感情が呼び起こされ、本人の生活の幅や選択の可能性が広がっていくことが考えられます。このように、生活史は単なる過去の情報収集ではなく、現在の意思形成や意思表出を理解するための重要な手がかりとなり、日常生活の日々の小さな意思決定の積み重ねが、社会生活における意思決定へとつながっていくことになります。

コラム④意思決定支援におけるアセスメントとは？（その2）

意思は情報を受け取り、理解し、経験を重ねる過程の中で徐々に形成されていくものです。そのため、本人がどのように情報を受け取ると理解しやすいのか、提示する情報の量や順序、時間をかけることで反応に変化が表れるのかといった点を丁寧に確認していくことが求められます。意思決定支援におけるアセスメントでは、結果としての選択だけでなく、その前段階にある意思形成の過程そのものを捉える視点が重要となります。

情報の提示に当たっては、言葉による説明に限らず、写真や実物、絵カードなどの視覚的手段を用いるなど、本人にとって理解しやすい方法を探索することが必要です。こうした情報の提示の仕方や関わり方、環境設定といった支援者側の工夫そのものが、本人の意思形成や選択に影響を及ぼすことを踏まえ、継続的かつ丁寧にアセスメントを行っていくことが重要です。

さらに、意思決定支援におけるアセスメントでは、記録も重要な要素となります。記録は、日々の関わりの中で見られた表情や行動、反応の変化、選択に至るまでの過程を積み重ねて残していくものです。特に、言葉による意思表出が難しい場合には、どのような場面で落ち着いた様子が見られたのか、どのような活動に対して関心や心地よさが示されたのかといった事実を具体的に記録することが、意思、選好及び価値観を理解する手がかりとなります。

記録を継続的に時間をかけて蓄積することで、本人の意思や選好の傾向、価値観が浮かび上がり、支援者間での共有や検討を可能とします。記録は単なる経過報告ではなく、アセスメントを深め、意思決定支援の質を高めるための基盤として位置づけられるものです。

意思決定支援におけるアセスメントとは、本人の現在の反応と過去の経験を往復しながら、それらを記録として積み重ね、どのような活動や環境、関わり方が本人にとって意味を持ちやすいのかを整理し、その人らしい選択や生活につなげていくための実践であるといえます。

3. 支援現場で意思決定支援を進めるための枠組み

支援現場における意思決定支援の枠組みは、意思決定支援責任者の配置、意思決定支援会議の開催、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画¹²⁾)の作成とサービスの提供、モニタリングと評価・見直しの 5 つの要素から構成される。このようにして作成されたサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)に基づき、日頃から本人の生活に関わる事業者の職員が、全ての生活場面の中で意思決定支援を意識しながらサービス提供を行うことが求められる。

なお、これは支援現場に新たな取組や役割、枠組みをつくるものではなく、障害者総合支援法の基本理念に基づき、本来行うべき支援や支援者の役割を意思決定支援の観点から再確認し、「サービス等利用計画」「個別支援計画」の作成・モニタリングに当たっての支援方法や流れを、より本人中心のものとして、意思決定支援の観点から整理したものである。

(1) 意思決定支援責任者の役割

意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定支援責任者の役割を担う職員を選任することが必要である。意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みに沿った取組を進める。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるための手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話を聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関

¹² 本ガイドラインでは、利用者の意思決定を反映したサービス等利用計画及び個別支援計画を意思決定支援計画としている。

係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思、選好、価値観、意思決定能力、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。

上記のような役割を担う意思決定支援責任者については、相談支援専門員又はサービス管理責任者とその役割が重複するものであり、これらの者が役割を担うことが考えられる¹³。

意思決定支援責任者は、意思決定支援を適切に進めるための手順や方法について計画する役割であり、サービス提供において本人に関わる全ての支援者及び関係者がこのガイドラインの趣旨を理解し、本人の意思、選好及び価値観を尊重した支援を行うことが必要である。

(2)意思決定支援会議の開催

意思決定支援会議は、本人参加の下で、アセスメントで得られた、意思決定が必要な事項に関する情報や参加者が得ている情報を持ち寄り、本人の意思、選好及び価値観を確認したり、本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場面では、意思と選好に基づく最善の解釈を試みるための協議を行う仕組みである。

意思決定支援会議は、あくまで本人を中心として開催するものである。また、本人の意思を事業者だけで検討するのではなく、家族や知人、成年後見人等の他、基幹相談支援センターの相談員等、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者の参加を得て、意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれの立場から話し合うことにより、本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保することが望ましい。また、必要に応じて、同じ障害特性を有する当事者による支援者(ピアサポーター等)や意思決定サポーター等が同席し、本人の意思表明を支援・支持する方法も考えられる。

さらに、聴覚障害者・視覚障害者等が参加する場合には、手話通訳、要約筆記、点字・拡大文字資料、音声データ等の活用により、本人が情報を十分に理解し、意思を表明できるように対応することが必要である。

¹³ 「サービス管理責任者の責務」(基準第 59 条)

「意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援責任者の役割については、サービス管理責任者の役割と重複するものであるが、サービス管理責任者とは別に意思決定支援責任者となる者を配置した上で、当該者と業務を分担する等の柔軟な運用を否定するものではないことに留意すること。」

事業者がサービスを提供する際の意思決定支援会議については、相談支援専門員が行う「サービス担当者会議」やサービス管理責任者が行う「個別支援会議」と一体的に実施することが考えられるが、これらの会議とは別に開催して、意思決定支援をより丁寧に実施する方法もある¹⁴。

(3) 意思決定が反映されたサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供

意思決定支援によって確認された本人の意思を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行う。

体験を通じて本人が選択できたり、体験中の様子から本人の意思、選好及び価値観の把握が可能となったりするような場合は、そのようなアセスメント方法を意思決定支援計画の中に位置付けることも必要である。例えば、長期間、施設や病院に入所・入院しており、施設や病院以外で生活したいと思っけていても、何らかの理由でそれをあきらめて意思の表明に消極的になっていたり、施設や病院以外で生活する経験がなくて意思を形成することができなかつたりしている障害者に対し、必要に応じて地域移行支援の利用やグループホーム等の体験利用を通じて、実際の経験等を通じた意思決定支援を行うような場合が考えられる。

(4) モニタリングと評価及び見直し

意思決定を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、サービス内容の評価を適切に行い、次の支援でさらに本人が意思決定をなし得るよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画(意思決定支援計画)に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握し、記録するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等につい

¹⁴ 「療養介護計画の作成等」(基準第 58 条)

「個別支援会議は、意思決定支援ガイドラインにおける意思決定支援会議と一体的に行われることが考えられるが、意思決定支援会議をより丁寧に実施するために、個別支援会議とは別に開催することも差し支えない。」

て評価を行うことが必要である。それらのモニタリング及び評価を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、さらなる見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことが可能になる。

(5)意思決定支援の根拠となる記録の作成

家族も含めた本人のこれまでの生活の全体像を理解し、記録することは、本人の意思、選好及び価値観の状態と変化を踏まえた意思決定支援の実践につながるとともに、一定の局面においては、本人の意思と選好に基づく最善の解釈をするための重要な手がかりともなる。そのため、本人のこれまでの生活環境や生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を適切に把握しておくことが必要である。また、生活史については、病気やトラブル等の出来事のみならず、本人がどのような経験や体験をしてきたか、その内容や、生活史の過程における選択、表情、感情、行動等に着目して把握することも重要である。

とりわけ、特定の場面において本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場合には、本人の日常生活における意思表示の方法や表情、感情、行動等から読み取れる意思について記録・蓄積することにより、根拠を持って意思と選好に基づく最善の解釈を行うことが重要である。日常生活の場面ごとの活動を通じて得られる本人の反応を継続的に記録し、その積み重ねやつながりを捉えることが、意思決定支援を展開する上で有用な情報となる。本人の意思と選好の確認が難しい場合でも、「このときのエピソードには、本人の意思と選好を解釈する上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げていくことは、障害者の意思決定支援を実践する上で重要な参考資料になる。

さらに、意思決定支援の内容と結果における判断の根拠や、それに基づく支援を行った結果について記録しておくことが、今後の意思決定支援に役立つため、記録の方法や内容について検討することが有用である。その際には、記録作成に係る負担の軽減及び情報の適切な共有・蓄積を図る観点から、写真・動画等の活用に加え、クラウド等の情報共有ツールを含むICTツールの活用による業務の効率化について検討することが望ましい。なお、写真、動画その他の記録媒体は、本人の意思や選好、価値観を理解するうえで有用である一方、本人の人格的尊厳に関わる情報でもあるため、その取得・共有・保存に当たっては慎重な配慮が求められる。

コラム⑤ 管理者・サービス管理責任者・支援員等の連携や役割分担の重要性

支援現場において意思決定支援の取組を推進するためには、各職員(管理者・サービス管理責任者・支援員等)が自身の役割を理解し、お互いに連携しながら本人への支援に当たることが不可欠です。支援員等が取組・支援を進めたくても管理者やサービス管理責任者の協力がなければ進まず、管理者が進めたくてもサービス管理責任者や支援員等との合意形成ができていなければ支援は進みません。

各職員(管理者・サービス管理責任者・支援員等)が以下のように役割分担をしながら取組を進める事が考えられます。

① 管理者

意思決定支援に基づくサービスの提供を理念として掲げ、その推進に必要な人員、組織、設備などの体制や環境の整備、サービス管理責任者や支援員のフォローや情報共有の促進、利用者の思いに寄り添うような支援を行う組織風土の醸成を担う。

② サービス管理責任者

個別支援計画の作成に当たり、利用者支援の状況の把握や表出される利用者の意思の汲み取りを行い、サービス担当者会議や個別支援会議を通じて具体的な支援を計画案に反映する。また、家族や相談支援専門員などの関係者との連絡調整や、支援員等との連携協力の中核的役割を担う。

③ 支援員等

日常生活における支援において、利用者の発する言葉、表情、態度、行動の意味や思いを汲み取り、利用者の意思や選好を知ること、利用者の意思を尊重した支援や対応方法を見出し、実行する役割を担う。

4. 意思決定支援を進める際に留意すべき事項

(1) 意思決定支援における意思疎通と合理的配慮

意思決定支援を行うに当たっては、意思決定に必要と考えられる情報について、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう説明するとともに、決定の結果起こり得ること等を含めた情報を、可能な限り本人が理解できる形で提供することが重要である。そのためには、意思疎通のための合理的配慮を行うことが求められる。この際、例えば、聴覚障害者に対しては手話通訳や要約筆記、筆談等の活用、視覚障害者に対しては点字、拡大文字、音声読み上げ等の利用、知的障害のある人等に対しては、やさしい言葉や図表、写真・絵カード等を用いたわかりやすい情報提供や表出支援等を行うなど、障害特性に応じて相互の意思疎通を円滑にするための環境整備を行い、アクセシビリティを確保することが求められる。

このように、本人との意思疎通を丁寧に行うことによって、本人と支援者・関係者とのコミュニケーションが促進され、本人が意思を伝えようとする意欲が高まり、本人が意思決定を行いやすくなることにつながる。本人が意思を形成し表現する方法は、障害特性にかかわらず一人ひとり異なるため、その本人にとって理解しやすく、意思を表出しやすいコミュニケーションの方法を共に探りながら支援を行うことが重要である。

(2) 職員の知識・技術の向上

職員の知識・技術等の向上は、意思決定支援の質の向上に直結するものであるため、意思決定支援の意義や知識の理解及び技術等の向上への取組を促進させることが重要である。

そのためには、本ガイドラインを活用した研修を実施するとともに、意思決定支援に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、内部の勉強会、実地研修(OJT)、外部研修の受講等、具体的な研修計画を立案し、取組を進めることが効果的である。なお、サービス管理責任者及び相談支援専門員については、利用者の意思決定支援を適切に行うため、都道府県が実施する専門コース別研修の意思決定支援コースを受講することが望ましい。

また、外部の支援者や第三者(意思決定サポーター、ピアサポーター、オンブズマン等)の受入れを通じて、利用者の視点から支援のあり方を見直す契機が得られることもあるため、こうした外部の視点を取り入れながら意思決定支援の質の向上を図ることも重要である。

(3)関係者、関係機関との連携

意思決定支援責任者は、事業者、家族や成年後見人等の他、第三者を含む関係者等と連携して意思決定支援を進めることが重要である。

関係者等と連携した意思決定支援の枠組みの構築には、(自立支援)協議会を活用する等、地域における連携の仕組みづくりを行い、意思決定支援会議に関係者等が参加するための体制整備を進めることが必要である。

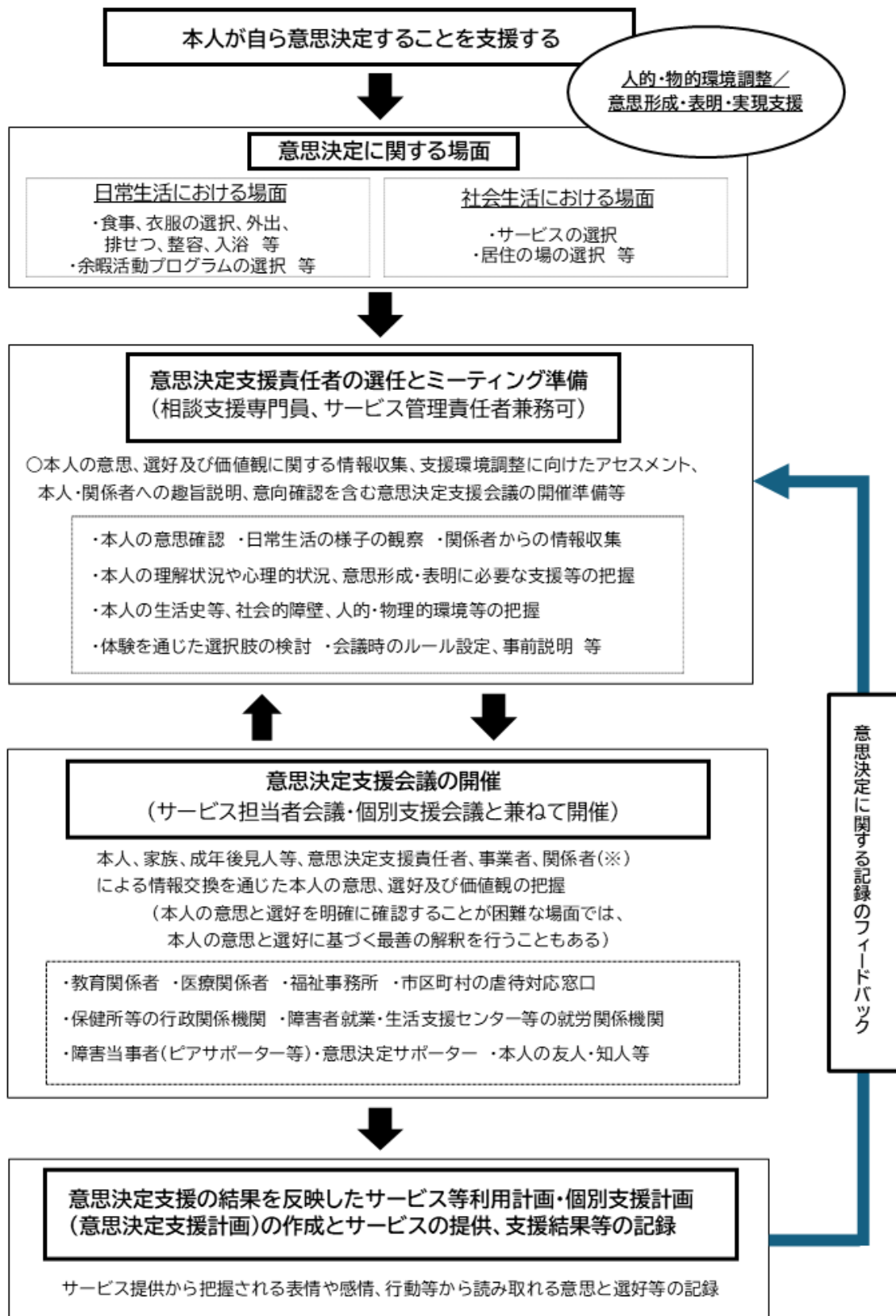
意思決定支援の結果、社会資源の不足が明らかとなった場合等は、(自立支援)協議会で共有し、その開発に向けた検討を行ったり、自治体の障害福祉計画に反映し、計画的な整備を進めたりするなど、本人が自らの意思を反映した生活を送ることができるよう社会資源の整備に取り組むことが求められる。

(4)本人と家族等に対する説明責任等

本人と家族等に対して、意思決定支援計画、意思決定支援会議の内容についての丁寧な説明を行う。また、苦情解決の手順等の重要事項についても説明する。事業者においては、本人や家族等からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情解決規程を定め、た上で苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることとされている。意思決定支援に関する苦情についても、苦情解決規程に従った対応を行い、意思決定支援責任者は、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員と協働して対応に当たることが必要である。

意思決定支援に関わった事業者、成年後見人等や関係者等は、職を辞した後も含めて、業務上知り得た本人やその家族の秘密を保持しなければならない。

(図1)意思決定支援の流れの一例



IV. 参考資料

支援現場において意思決定支援の取組を推進するに当たっては、本ガイドラインの他に以下の資料も参考にされたい。

<障害者の権利に関する条約>

- 障害者の権利に関する条約(外務省ホームページ)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html
 - ・ 3 条文(和文)
https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html
 - ・ 6 第1回政府報告
第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見(和文仮訳)
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448721.pdf>

<他分野版意思決定支援ガイドライン(厚生労働省ホームページ)>

- 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>
- 人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html>
- 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/miyorinonaihitohenotaiou.html
- 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

- LIFE 意思決定支援の基本的考え方 ～だれもが「私の人生の主人公は、私」～
<https://guardianship.mhlw.go.jp/movie/c358/>

<各地域意思決定支援ガイドライン>

- 神奈川県版意思決定支援ガイドライン(神奈川県ホームページ)
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/gaidorain.html>
- 障害者意思決定支援ガイドライン(兵庫県版)
(一般社団法人 兵庫県知的障害者施設協会ホームページ)
<https://www.hyogo-kenchikyo.or.jp/2031>